

警察庁丁生環発第 112号
平成 1 8 年 4 月 3 日

社団法人 日本印刷産業連合会
会長 藤 田 弘 道 殿

警察庁生活安全局生活環境課長
井口 齊

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う性風俗
関連特殊営業に係る広告印刷の適正化について（要請）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

貴連合会におかれましては、平素より警察行政への御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、先の第 1 6 3 回国会において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）が成立し、本年 5 月 1 日から施行されることになりました。今回の改正により、性風俗関連特殊営業に係る違法営業を排除するための規定の整備、罰則の強化等性風俗関連特殊営業に対する規制が強化されました。

つきましては、性風俗関連特殊営業の広告の印刷を取り扱われる際には、下記の点に御留意していただき、無届でこれらの営業を営む者による違法な広告を排除するため御協力下さいますよう貴連合会協会傘下の団体及び事業者への御周知の程お願い申し上げます。

記

1 性風俗関連特殊営業の規制強化の概要及び趣旨

(1) 届出確認書の交付、備付け及び関係者への提示

性風俗関連特殊営業（※注）を営むに当たっては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」といいます。）により、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）に届出書を提出することが義

務付けられ、無届で営業を営んだ場合には、風営法違反（無届営業）として罰則が科せられます（これまで30万円以下の罰金であったところ、改正法により6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれの併科に引き上げられています。）。

※注 性風俗関連特殊営業とは、

- ・ 店舗型性風俗特殊営業（いわゆるソープランド、店舗型ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ等）
- ・ 無店舗型性風俗特殊営業（いわゆるデリバリーヘルス、アダルトグッズ等通信販売）
- ・ 映像送信型性風俗特殊営業（インターネット上でアダルト映像を配信する営業）
- ・ 店舗型電話異性紹介営業（いわゆるテレホンクラブ）
- ・ 無店舗型電話異性紹介営業（いわゆるツーショットダイヤル）

の総称です。

なお、最近は、「中国エステ」、「韓国エステ」等の名称で、実施的に店舗型ファッションヘルスを営む例が多く見られます。

しかし、これまで広告の印刷の請負業者等の関係者が、届出済みの業者と無届の違法な業者とを外形的に判別できないため、無届の違法な営業の広告の印刷を受注し、その結果、無届の違法な営業を助長するといった問題が生じていました。

そこで、今回の改正により、公安委員会は、性風俗関連特殊営業の開始又は変更に係る事項を記載した届出書の提出があったときは、その旨を確認した書面（以下「届出確認書」といいます。）を当該届出をした者に交付することし、性風俗関連特殊営業を営む者は、届出確認書を営業所又は事務所に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないことになりました。

これにより、広告の印刷の請負業者等の関係者がこの届出確認書を確認することで、届出済みの業者と無届の業者とを外形的に判別することが容易にできるようになりました。

(2) 無届で性風俗関連特殊営業を営む者による広告又は宣伝の禁止

無届で性風俗関連特殊営業を営むことは風営法違反となりますが、さらに、今回の改正により、無届で店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型性風俗関連特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をすることが禁止され、これに違反し

た場合は、罰則（１００万円以下の罰金）が科せられることになりました。

これは、無届でこれらの営業を営む者による広告又は宣伝（新聞、雑誌、インターネット等によるものを含みます。）を禁止し、無届の者による広告又は宣伝を一掃するため、改正法により設けられた規定です。

2 改正法の施行日（平成１８年５月１日）以降の広告の印刷に当たっての留意事項

(1) 届出確認書の確認

性風俗関連特殊営業を営む者から広告の印刷の申込み（広告の印刷に係る契約の更新の申込みを含みます。）を受けた場合には、当該申込者に当該営業に係る届出確認書の提示を求め、広告の印刷の申込みが届出済みの者から行われていることを確認していただくようにお願いします。

届出確認書の確認に当たっては、

- 当該営業の営業所又は事務所において現物の提示を求める
- 届出確認書の写しを持参させる
- 届出確認書の写しを郵便、ファックス等により送付させる

といった方法で提示を求め、確認するようにして下さい。

性風俗関連特殊営業を営む者は、届出確認書の提示義務があり、届出確認書を提示しない者は、無届である蓋然性が高いので、このような者から広告の印刷を受注しないようお願いします。

(2) 経過期間（平成１８年７月３１日まで）に係る措置

改正法の施行の際、現に改正前の風営法の規定により届出書の提出をして性風俗関連特殊営業を営んでいる者については、改正法の施行の日から３か月を経過する日までの間（平成１８年７月３１日まで）であって、かつ、公安委員会へ関係書類の提出をするまでの間は、改正後の風営法の適用が猶予されます。この期間中は、届出確認書の交付を受けていないことがあり、この場合には、届出確認書を確認できないことになります。当該広告の印刷の申込者が、このような理由により届出確認書を提示できない旨申し立てる場合には、公安委員会から届出確認書が交付された後、速やかに前記(1)の方法により提示を求め、確認するようお願いします。

(3) 契約済みの広告の印刷に係る措置

改正法の施行日前に性風俗関連特殊営業を営む者と契約済みの広告の印刷で

あって、改正法の施行日以降も性風俗関連特殊営業を営む者と一定期間継続して広告の印刷を受注する契約をしている場合には、前記(1)及び(2)に準じて、改正法の施行日以降、速やかに性風俗関連特殊営業を営む者に届出確認書の提示を求め、届出済みであることを確認していただきますようお願いします。

無届で店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型性風俗関連特殊営業を営む者による広告は風営法違反（無届広告）となりますので、このような広告の印刷は受注しないようにお願いします。

(4) 代理店等を介する広告の印刷に係る措置

広告の印刷に係る契約の締結に際しては、実際に広告を印刷する事業者と広告の印刷を依頼する性風俗関連特殊営業を営む者の間に、代理店、仲介業者、下請業者等が介在することが多いと思われます。このような場合においても、代理店等を介して届出確認書の写しを入手するか、直接、性風俗関連特殊営業を営む者に届出確認書の提示を求めるかして、前記(1)から(3)の措置をとり、届出済みであることを確認していただきますようお願いします。

3 参考

届出確認書の様式の例（店舗型性風俗特殊営業のもの）は、別添のとおりです。

なお、この様式は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則により定められますが、同規則は未公布であり、現時点では案であることを申し添えさせていただきます。

問い合わせ先

警察庁生活安全局生活環境課風俗第二係

03-3581-0141 Ext3181、3182

(案)

別 添

第 号

店舗型性風俗特殊営業届出確認書

下記の営業については、 年 月 日付けで風俗営業等の規制及び業務
の適正化等に関する法律第27条^{第1項}_{第2項}の規定により届出書を提出したことを確認する。

法第27条第1項
の届出書を
提出した年月日 年 月 日

氏名又は名称
(法人にあつては、
代表者の氏名)

営業所の名称

営業所の所在地

店舗型性風俗特殊営業の種別 法第2条第6項第 号の営業

統括管理者の氏名

年 月 日

公安委員会 印

備考

- 1 平成18年5月1日より前に法第27条第1項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者については、「法第27条第1項の届出書を提出した年月日」欄に当該届出書を提出した年月日を記載し、「 年 月 日付けで」の部分には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により新法第27条第1項の届出書を提出したものとみなされる日を記載すること。
- 2 「営業所の所在地」欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

